

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇百五十（略）</p> <p>百五十一 モガムリズマブ及びその製剤</p> <p>百五十二 N―(二S)―(二R)―(モルホリン―四―イルアセチル)アミノ―四―フェニルブタノイル―L―ロイシル―L―フェニルアラニン―N―(二S)―四―メチル―(二R)―(二R)―メチルオキシラン―イル―オキソペンタ―イル)アミド（別名カルフィルゾミブ）及びその製剤</p> <p>百五十三 ラムシルマブ及びその製剤</p> <p>百五十四〇百六十九（略）</p>	<p>一〇百五十（略）</p> <p>百五十一 モガムリズマブ及びその製剤</p> <p>（新設）</p> <p>百五十二 ラムシルマブ及びその製剤</p> <p>百五十三〇百六十八（略）</p>